

公の施設の指定管理者の指定の件（区体育館等）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び位置並びに指定管理者  
別表のとおり
- 2 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、区体育館等の指定管理者  
を指定するため、本案を提出する。

## 別表

番号	名称	位置	指定管理者
1	札幌市中央体育館	札幌市中央区大通東5丁目	札幌市中央区中島公園 1番5号札幌市中島体育センター内 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団 理事長 二木 一重
	札幌市北区体育館	札幌市北区新琴似8条2丁目	
	札幌市東区体育館	札幌市東区北27条東14丁目	
	札幌市白石区体育館	札幌市白石区南郷通6丁目北	
	札幌市厚別区体育館	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目	
	札幌市豊平区体育館	札幌市豊平区月寒東2条20丁目	
	札幌市清田区体育館	札幌市清田区平岡1条5丁目	
	札幌市南区体育館	札幌市南区川沿4条2丁目	
	札幌市西区体育館	札幌市西区発寒5条8丁目	
	札幌市手稲区体育館	札幌市手稲区曙2条1丁目	
	札幌市中島体育センター	札幌市中央区中島公園	
	札幌市清田温水プール	札幌市清田区平岡1条5丁目	
	札幌市西温水プール	札幌市西区発寒5条8丁目	
	札幌市宮の沢屋内競技場	札幌市西区宮の沢	
札幌市白旗山競技場	札幌市清田区真栄		
2	札幌市美香保体育館	札幌市東区北22条東5丁目	札幌市中央区中島公園 1番5号札幌市中島体育センター内 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団 理事長 二木 一重
	美香保公園野球場	札幌市東区北21条東4丁目、北21条東5丁目、北22条東4丁目、北22条東5丁目	
3	札幌市月寒体育館	札幌市豊平区月寒東1条8丁目	札幌市中央区中島公園 1番5号札幌市中島体育センター内 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団 理事長 二木 一重
	札幌市星置スケート場	札幌市手稲区星置2条1丁目	
	札幌市カーリング場	札幌市豊平区月寒東1条9丁目	
	札幌市月寒屋外競技場	札幌市豊平区月寒東1条8丁目	
4	札幌市平岸プール	札幌市豊平区平岸5条14丁目	札幌市中央区中島公園 1番5号札幌市中島体育センター内 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団 理事長 二木 一重
	札幌市東温水プール	札幌市東区北16条東16丁目	
	札幌市白石温水プール	札幌市白石区平和通1丁目南	
	札幌市厚別温水プール	札幌市厚別区厚別中央2条6丁目	
	札幌市豊平公園温水プール	札幌市豊平区美園6条1丁目	
	札幌市手稲曙温水プール	札幌市手稲区曙2条1丁目	